

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千祥福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員である理事長（以下「常勤の理事長」という。）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬、費用弁償及び退任慰労金を支給する。
- 2 退職手当及び退任慰労金は、常勤の理事長ならびに非常勤役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退職又は退任した者に支給するものとする。
- 3 法人の職員である役員に対しては、この規定に定める報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の算定方法)

第4条 常勤の理事長及び非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、常勤の理事長に対し報酬月額240,000円を支給することとし、非常勤役員等には別表1に定める報酬額を支給する。
 - (2) 賞与については、常勤の理事長に対し報酬月額に100分の200を乗じた額を6月と12月にそれぞれを支給する。
 - (3) 費用弁償については、非常勤役員等に対し理事会、監事監査及び評議員会に出席したときは、月額6,000円を支給する。ただし、この費用弁償を支給した場合には、交通費は支給しないものとする。
 - (4) 退職手当については、常勤の理事長に対し最終報酬月額に在任期間（年数）を乗じた額を支給する。
 - (5) 退任慰労金については、非常勤役員等に対し別表2に定める額を支給する。
- 2 常勤の理事長及び非常勤役員等が、法人の職務のため出張したときは、職員の旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事長及び非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬の支給日については、常勤の理事長に対し報酬月額を毎月末に支払うこととし、非常勤役員等に対し別表1に定める報酬額を年度末に一括して支払うものとする。
 - (2) 賞与の支給日については、毎年6月25日及び12月15日に支払うものとする。
 - (3) 費用弁償の支給日については、理事会、監事監査及び評議員会に出席したときに現金で支払うものとする。
 - (4) 退職手当の支給日は、常勤の理事長が任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支払うものとする。
 - (5) 退任慰労金の支給日は、非常勤役員等が任期満了、辞任又は死亡により退任した後2ヶ月以内に支払うものとする。
- 2 報酬等の受給対象者の退職又は退任が死亡によるものであるときは、その遺族に支払うものとし、この報酬等の支給を受けるべき遺族の範囲及び順位は、社会福祉施設職員等退職手当共済法第10条の規定に基づくものとする。
- 3 報酬等の支給日が金融機関の休業日の場合にはその前日に支払うものとする。
- 4 報酬等の支給は通貨をもって本人に支払うこと又は本人名義の金融機関口座に振込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定める源泉所得税額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算等)

第6条 新たに常勤の理事長及び非常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事長及び非常勤役員等が退職又は退任、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 常勤の理事長及び非常勤役員等の、月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 この規程により算出された金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。
2. 第4条第1項第4号、第5号における退職手当及び退任慰労金の在任期間は、理事長及び役員等の当初就任日に遡って適用する。ただし、平成29年4月1日以前に退任した理事長及び役員等は適用しない。

別表1 (非常勤役員等の報酬の支給基準)

報酬の支給対象者	報酬の区分	支給額
(1) 評議員	イ. 評議員会に出席したとき	日 額 10,000円
	ロ. 上記の他、法人の業務のため出勤・出張したとき	日 額 10,000円
(2) 理 事	イ. 法人の業務に1年間携わったとき	年 額 30,000円
	ロ. 理事会等に出席したとき	日 額 15,000円
	ハ. 上記の他、法人の業務のため出勤・出張したとき	日 額 10,000円
(3) 監 事	イ. 法人の業務に1年間携わったとき	年 額 20,000円
	ロ. 監事監査及び理事会等に出席したとき	日 額 10,000円
	ハ. 上記の他、法人の業務のため出勤・出張したとき	日 額 10,000円

別表2 (非常勤役員等の退任慰労金支給基準)

- (1) 退任慰労金の支給は次のとおりとする。ただし、法人の事業に特別の功労があった者に対しては、この基準に定めるものの他、理事会が適当と認める額の支給ならびに記念品を贈ることができるものとする。

非常勤役員等の在任期間	支給額	
	理事及び監事	評議員
4年未満	20,000円	10,000円
4年以上 8年未満	30,000円	20,000円
8年以上12年未満	50,000円	30,000円
12年以上16年未満	70,000円	40,000円
16年以上20年未満	100,000円	60,000円
20年以上	150,000円	80,000円